

定 款

一般財団法人 H₂Oセンター

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人H₂Oサンタと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、寄付、ボランティア活動等のチャリティー活動の普及、啓発等に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 社会貢献団体の活動紹介
- (2) ボランティア活動の紹介、企画運営
- (3) 社会貢献団体への助成、その他の支援
- (4) 前条の目的に資する寄付付き商品等の販売、イベントの開催
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第 5 条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住 所 大阪市北区角田町 8 番 7 号
設立者 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
拠出財産及びその価額 現金 500 万円

(基本財産)

第 6 条 この法人の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表第 1 に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附等された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3. 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 9 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 4 章 評議員

第 10 条 (評議員)

この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2. 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 13 条 評議員の報酬は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべて評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員並びに理事、監事の選任及び解任
- (2) 評議員並びに理事、監事の報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集権者)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の開催の5日前までに、評議員に対してその通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人2名が議長とともに記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事の報酬は無報酬とする。

2. 理事・監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条の変更についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告方法)

第43条 この法人の公告方法は、電子公告とする。

2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 10 章 補 則

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 附 則

(設立時評議員)

第45条 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

設立時評議員 高橋正明、宮武昭宏、岸本互、下村喜幸、松下直昭

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 相岡俊一、内山啓治、林克弘

設立時代表理事 相岡俊一

設立時監事 大西一彰

(最初の事業年度)

第47条 この当法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第48条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

(住 所) 大阪府大阪市北区角田町8番7号

(設立者) エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 代表取締役 鈴木篤

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

別表第1 基本財産 (定款第6条に定める財産)

財産の種別	場所・数量等
金銭	3,000,000円

以上、一般財団法人H2Oサンタを設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成27年 月 日

設 立 者

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

代表取締役 鈴木 篤